

村上市分別収集計画  
(第10期計画)

令和4年6月 策定

村上市環境課

## 村上市分別収集計画目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	2
8	各年度における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び第二条第六項に規定する主務省令で定める物の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6

# 村上市分別収集計画

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市の最終処分場は残余容量が11年しかないにもかかわらず、次の候補地のめどがたっていないという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の5R（リフューズ、リデュース、リペア、リユース、リサイクル）を推進し、及び循環型社会を形成するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の5Rの推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの5Rを市民、事業者、行政と協働で推進
- ②安心・安全で、効率的な廃棄物処理システムの構築
- ③廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	3,238	3,188	3,136	3,086	3,036

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### （1）環境教育、啓発活動の充実

各町内でのごみの出し方説明会や環境フェスタ等イベントで市民、事業者に対して、ごみの排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

### （2）過剰包装の抑制

商品の過剰包装を抑制し、スーパー等小売店での包装の簡素化を推進する。

### （3）マイバッグ持参の促進

ごみとなるレジ袋を削減するため、マイバッグの持参と普及のための啓発に取り組む。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主として ガラス製の 製品	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		牛乳パック
主としてダンボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		チラシ・本類(飲料用紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位：t/年)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	77		76		74		73		72	
主としてアルミ製の容器	24		23		23		22		22	
無色のガラス製容器	(合計) 195		(合計) 191		(合計) 188		(合計) 184		(合計) 180	
	(引渡)量 195	(独自処理)量	(引渡)量 191	(独自処理)量	(引渡)量 188	(独自処理)量	(引渡)量 184	(独自処理)量	(引渡)量 180	(独自処理)量
茶色のガラス製容器	(合計) 218		(合計) 214		(合計) 210		(合計) 206		(合計) 202	
	(引渡)量 218	(独自処理)量	(引渡)量 214	(独自処理)量	(引渡)量 210	(独自処理)量	(引渡)量 206	(独自処理)量	(引渡)量 202	(独自処理)量
その他の色のガラス製容器	(合計) 59		(合計) 58		(合計) 57		(合計) 56		(合計) 55	
	(引渡)量 59	(独自処理)量	(引渡)量 58	(独自処理)量	(引渡)量 57	(独自処理)量	(引渡)量 56	(独自処理)量	(引渡)量 55	(独自処理)量
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2		2		2		2		2	
主として段ボール製の容器	254		249		245		240		235	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 71		(合計) 70		(合計) 69		(合計) 68		(合計) 66	
	(引渡)量 71	(独自処理)量	(引渡)量 70	(独自処理)量	(引渡)量 69	(独自処理)量	(引渡)量 68	(独自処理)量	(引渡)量 66	(独自処理)量
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 362		(合計) 355		(合計) 349		(合計) 342		(合計) 336	
	(引渡)量 362	(独自処理)量	(引渡)量 355	(独自処理)量	(引渡)量 349	(独自処理)量	(引渡)量 342	(独自処理)量	(引渡)量 336	(独自処理)量
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度（令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

※人口変動率は村上市人口ビジョンより

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
55,702人 (対前年度比)	54,704人 (対前年度比)	53,705人 (対前年度比)	52,707 (対前年度比)	51,709人 (対前年度比)
98.24%	98.21%	98.17%	98.14%	98.11%

**10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)**

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	
缶	スチール製容器	スチール缶	市の委託業者による 定期収集	民間業者	
	アルミ製容器	アルミ缶			
びん	無色のガラス製容器	びん			市（委託業者）
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙	飲料用紙製容器	牛乳パック			民間業者
	ダンボール	ダンボール			
	その他の紙製容器包装	チラシ・本類			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル			民間業者
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装			市（委託業者）

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の選別・圧縮・保管等は、次のとおりとする。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール缶	袋又は樹脂製容器	パッカー車、プレス 車又はトラック	民間業者
アルミ製容器	アルミ缶			
無色のガラス製容 器	びん	袋又は樹脂製容器	トラック	市（委託業者）
茶色のガラス製容 器				
その他の色のガラ ス製容器				
飲料用紙製容器	牛乳パック	紙ひもで縛る	パッカー車、プレス 車又はトラック	民間業者
ダンボール	ダンボール			
その他の紙製容器 包装	チラシ・本類			
ペットボトル	ペットボト ル	袋又はネット	パッカー車、プレス 車又はトラック	民間業者
その他プラスチッ ク製容器包装	プラスチッ ク製容器包 装	袋	パッカー車、プレス 車又はトラック	市（委託業者）

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

分別収集計画が実効あるものとするため、次のことに取り組むものとする。

- ・全市民が資源物をリサイクルしやすい環境を作るため、市報やホームページで広報を行う。
- ・資源回収ステーションでの定期的な分別収集を補完するものとして、拠点回収ステーションの設置や町内・集落等による資源回収の実施を支援する。
- ・スーパー・ドラッグストア等の事業者による店頭回収の拡大を目指して、市の広報等で実施店舗を紹介する等の支援を検討する。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。